

2016年4月22日

【台湾】化学製品通関事前確認制度に関するお知らせ

台湾環境保護署（EPA）は2016/3/30に「化学製品通関事前確認ツール（CCIP）」の導入を発表しました。

台湾国内に輸入される化学製品が、毒性化学物質管理法（TCSCA）の登録規則に準拠して事前登録されていることを確実にするため、関係当事者によるCCIP上での事前確認の実施が要求されております。事前確認の関係当事者には、現地輸入者（＝登録者）および代理人のみならず、海外企業や他企業体も含まれております。CCIP ITツールは、全関係当事者に開かれており、海外企業・個人からもアクセス・ログインすることができ、輸入情報、製品中の化学物質の登録情報等を入力・出力することができます。台湾企業に成分情報が開示されていない化学製品については、海外企業のサポートが必要になると予想されます。

CCIP ITツールは、各企業がTCSCAの規制要求に合致しているかを関係当事者が確認・自己宣言するために機能するだけでなく、台湾関係主管当局による監視・追跡調査等にも利用される予定です。関係書類（事前確認情報の出力結果、SDS、登録通知書）などは、輸入当時の根拠資料として保管することが推奨されております。

CCIP サイト→ <http://chemreg-border.epa.gov.tw/content/info/Index.aspx>

ご不明な点がございましたら、弊社化学品営業部までご相談ください。

■お問い合わせ先（化学品営業部）

- ・東京 〒101-8517 東京都千代田区内神田一丁目13番4号
TEL: 03-5577-0809 / FAX: 03-5577-0859
- ・大阪 〒541-0044 大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号
TEL: 06-6204-8411 / FAX: 06-6204-8716